

お知らせコーナー

成年後見制度利用促進のための中核機関が令和4年4月に設置されました!

国の基本計画に基づいて、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークや協議会という地域連携の仕組み作りの中心となるのが「中核機関」です。地域連携ネットワークを充実させ、成年後見制度を必要とする人たちが住み慣れた地域でご本人らしく生活できるように支援していきます。

【問合せ】清瀬市コミュニティプラザひまわり(2F)
きよせ権利擁護センター ☎042-495-5573

高齢者・障害者のための無料法律相談

相続、遺言、権利侵害、その他トラブルなど、法的な問題について弁護士が無料で相談に応じます。

【日時】4月27日(水) 5月25日(水) 6月22日(水)
いずれも午前10時～正午

成年後見専門相談

成年後見制度や任意後見制度について専門家が無料で相談に応じます。

【日時】4月15日(金) 5月11日(水) 6月8日(水)
(弁護士) (司法書士) (弁護士)
いずれも午後1時30分～3時30分

*上記、高齢者・障害者のための無料法律相談及び成年後見専門相談は、事前に電話で相談内容を確認の上、予約を受け付けます。定員になり次第締め切ります。
*日程は変更になる場合があります。
【開催場所・問合せ・申込み】
清瀬市コミュニティプラザひまわり(2F)
きよせ権利擁護センター ☎042-495-5573

シニア男性向け4回連続講座「セカンドライフお楽しみ倶楽部」

第1回「達人と歩く清瀬自然散策」
【日時】5月12日(木)9:30～11:30
【場所】清瀬金山緑地公園
【対象】60歳以上の男性 定員6名(先着順)
【費用】500円(1回)・社協会費500円(年間)

第2～4回は料理教室(2回)、スマホ講座(1回)を7・9・11月に開催予定

*なるべく4回参加できる方の募集になります。

【問合せ・申込み】
きよせボランティア・市民活動センター
☎042-491-9027

音訳者養成基礎講座

目の不自由な方々に市報や社協だよりなどの広報誌や図書・資料などを音訳するための技術を学び、実際に活動に関わっていただく方を養成するための講座を実施します。

【日 程】①説明会 4月26日
※必ずご参加ください。(予約制)
※説明会後に受講申し込みを受け付けます。
②講座 5月10日、17日、24日、31日、6月7日、14日、21日、28日、7月5日、12日(全10回)
いずれも火曜日 10時～11時45分

【場 所】コミュニティプラザひまわり1階102室
【受講料】3,500円(資料・社協会費を含む)
【対象者】70歳未満で、基本的なパソコン操作ができ、市内の音訳グループで活動できる方

【問合せ・説明会の申込み】
きよせボランティア・市民活動センター
☎042-491-9027

不用になったインクカートリッジを集めています

ご家庭などで使用されている使用済みのインクカートリッジの回収を始めます。捨てるに回収し再利用されることでCO₂の削減につながるほか、回収されたものの一部が買い取り対象になり、清瀬の社会福祉活動(孤立しがちな方の居場所づくりの活動)に役立てられます。

- 回収品 家庭用インクジェットプリンターで使用されるインクカートリッジ ※すべてのメーカーのものが対象になります。 ※レーザープリンターのトナーカートリッジは受け付けていません。
- 回収場所 以下の場所に回収BOXを設置しています。
①清瀬市社会福祉協議会事務所前
②きよせボランティア・市民活動センター
③清瀬市障害者福祉センター

【問合せ】きよせボランティア・市民活動センター ☎042-491-9027

清瀬市ボランティア・市民活動ガイドブック2022年版を発行しました!

市内のボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人などの情報をまとめた「清瀬市ボランティア・市民活動ガイドブック2022年版」を発行しました。

「市内にどのような団体があるのか知りたい」「地域で活動を始めたい」といった地域活動参加へのきっかけづくりとして作成していますので、ぜひご覧ください。コロナ禍での活動のポイントも掲載しています。

【配布】清瀬市社会福祉協議会
きよせボランティア・市民活動センター
※また市内公共施設で閲覧可能です
【問合せ】きよせボランティア・市民活動センター
☎042-491-9027

もしもの時に頼りになる! ボランティア保険のご案内

ボランティア保険は、活動に関わる事故に関して補償する「傷害保険」と「賠償責任保険」がセットになった保険です。右記のような場合に補償されます。現在の保険は3月31日で補償期間が満了しますので、令和4年4月以降に活動予定のある方は、もしもの時に備えお早めにご加入手続きをお願いします。

【傷害保険】「転んで怪我をした」「活動中と活動の往復途中に怪我をされた」
【賠償責任保険】「活動先で物を壊して壊した」「活動中に人にぶつかり怪我をさせた」

※法律上の賠償責任を負うような場合に補償されます。

保険プラン	基本コース			天災コース (地震・噴火・津波による怪我也補償)		
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災A	天災B	天災C
保険料	350円	500円	700円	600円	1,000円	1,400円

【問合せ・受付窓口】きよせボランティア・市民活動センター ☎042-491-9027

手のことば。手話

指文字

日本語の「かな」にあたるものです。すべてのかな文字を指文字で表現することができます。

ソメイヨシノがきれいですね。

カタカナの「リ」の字形から、
アルファベットの指文字「R」から、
数字の指文字「7」から、
つづれた丸が「目」の形。

公益財団法人JKA補助事業報告

この度、公益財団法人JKA新型コロナ緊急支援整備事業により感染症対策備品の整備が完了しましたので、ご報告します。

事業内容

- 補助総額 676,179円
- 事業詳細
 - (1) サーモカメラ 3台 561,000円
 - (2) CO₂濃度測定器 3台 37,941円
 - (3) バルスオキシメーター 2台 36,960円
 - (4) フットペダル式 消毒液スタンド 2台 40,278円

たまてばこ

かんじんかなめ

とても大切なことを指す「かんじんかなめ」という言葉は「肝腎要」と書くように、腎臓は人体にとって欠くことのできない重要な臓器の1つです。腎臓はそら豆のような形をしていて握りこぶしくらいの大きさの臓器で背中側の腰よりやや高い位置に背骨を挟んで左右に1つずつあります。腎臓に流れ込んだ血液は、ろ過されて余分な水分や塩分・体内で出来た老廃物などを尿として体の外に排出し、きれいになった血液は再び血管に戻っていきます。腎臓は体内の水分や塩分の量をちょうどよい量に調整しています。これ

は血圧のコントロールや体内の体液量・イオンバランスの調整、体に必要なミネラルを体内に取り込む役割などを担っています。この調整がうまくいかないと体がむくんだり、疲れやめまいなどさまざまな不調をきたします。他にも、赤血球を作ることを助けるホルモンを分泌して貧血になるのを防いだり、血圧をコントロールするホルモンを分泌していたり、カルシウムの吸収を助けて強い骨を作ったりといういろいろな働きをしています。かんじんかなめの腎臓は、ただ尿を作るための臓器ではなく生命や健康を維持するための重要な働きを担っているのです。

令和4年度 社会福祉協議会 会員募集!

清瀬市社会福祉協議会は、支えあいの輪を広げるため、市民の方や福祉関係者・団体等のご理解とご協力のもと、さまざまな福祉活動を行っている民間団体です。本会では、社協の目的や事業内容にご理解いただき、社協を応援して下さる会員の皆さまを募集しています。お預かりした会費は、地域のたすけあい活動など、多くの事業の貴重な財源となっています。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

会員の種類	
正会員	1口 500円
賛助会員	1口 1,000円
団体会員	1口 3,000円
特別会員	1口 10,000円

◆窓口での加入

平日：午前8時30分～午後5時

- ・社会福祉協議会
- ・障害者福祉センター
- ・きよせボランティア・市民活動センター
- ・市役所 福祉総務課
- ・松山地域市民センター
- ・野塩地域市民センター

※きよせボランティア・市民活動センターは、月～土：午前9時～午後5時

◆郵便振替による加入

【ゆうちょ銀行】
00150-7-21723
加入者名 清瀬市社会福祉協議会

【他金融機関】
セロイチキョウテン
ゆうちょ銀行 ○一九店
当座 0021723
口座名 清瀬市社会福祉協議会

※郵便振替での加入の場合、お客様控えが会員証の代わりになりますので、大切に保管してください。会員証が必要な場合はご連絡ください。

◆会員の方(昨年度加入者)

地区福祉員が集金に伺う、もしくは社協より郵便振替用紙を送付致します。引き続きご協力をお願いいたします。

会員の方には、社協事業のご案内や地域の情報等を提供する「かわらばん(会員向け広報紙)」を年2回お届けいたします。

【問合せ】社会福祉協議会 総務係 ☎042-495-5333

ご協力ありがとうございました!

令和3年度 会費報告(4月～2月)

1,462,500円

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、会費を納付いただきました会員の皆様、会員宅をご訪問いただきました地区福祉員の皆様に厚く感謝申し上げます。

▲ふれんどサービス(有償家事援助支援)の活動

▲車いすの貸出や、地域の行事等で使用する備品の貸出

▲「食」の地域活動支援「フードバンクきよせ」の活動

▲広報紙等による地域情報のお知らせ

▲市内小・中学校への福祉教育

その他、様々な市内の福祉活動に活かされています!

【令和4年度事業計画及び予算について】概要をご説明します。詳細は、社協のHPをご覧ください。

予算総額 378,502千円 (前年度比8%減)

地域福祉・在宅福祉・助成事業 (53,260千円)

- 第4次地域福祉活動計画策定、推進します。
- 高齢者向け生活支援サービスを提供します。
- フードバンク事業による食を通じた支援を行います。

相談支援事業 (77,720千円)

- 権利擁護事業
法人後見の受任をモデル事業として進めていくとともに、成年後見制度中核機関として、権利擁護事業における中心的な役割を担います。
- 地域包括支援センター事業
医療・保健・福祉等様々な視点から総合的に支援する体制を作り、高齢者の方が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 生活福祉資金貸付事業
低所得、高齢者、障害者世帯に、世帯の安定と自立を図るため、各種貸付を行います。

障害者福祉センター事業 (193,070千円)

新たに指定された期間の1年目となります。今後5年間の運営の土台作りにとりくみます。

ボランティア・市民活動センター事業 (15,834千円)

- 困難を抱える方のボランティアや社会参加の場を広げます。
- 地域デビューのきっかけになる場を提供します。(地域デビュー講座)

その他事業 (38,618千円)

- 歳末たすけあい運動事業 (171千円)
- 収益事業 (501千円)
- 法人運営事業 (37,946千円)

寄付金

ボランティア切手グループ様	21,843円	ボランティア手芸グループ様	50,000円
一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団様	3,000円	匿名(6件)	18,132円
手しごと「ひまわり」様	30,000円		
令和3年12月～令和4年2月(順不同) 合計		総額 122,975円	

あなたのご厚意をありがとうございます。